

Harmony天童の 保育所等訪問支援事業 ご案内

保育所や幼稚園・学校等で、
スムーズに集団生活を送れる
ようにお子様のサポートをします



一般社団法人 青葉の杜 放課後等デイサービス

保育所等訪問支援事業所

Harmony天童

〒994-0002 山形県天童市乱川2丁目6-25
TEL/FAX 023-664-3070



一般社団法人 青葉の杜 放課後等デイサービス HARMONYの事業所は山形県内に6カ所ございます

- ・山形県 天童市 ■Harmony (児童発達支援事業所) ■Harmony 天天
- Harmony 天童 (保育所等訪問支援事業所) ■Harmony 天笑
- ・ // 山形市 ■Harmony 山形
- ・ // 寒河江市 ■Harmony 寒河江

保育所等訪問支援事業の詳細はHARMONY公式HPをご覧ください。

<https://aobanomori-harmony.com>



一般社団法人 青葉の杜 放課後等デイサービス

保育所等訪問支援事業所

Harmony天童

〒994-0002 山形県天童市乱川2丁目6-25
TEL/FAX 023-664-3070

☎080-3595-7711

担当今野

保育所等訪問支援とは

保育所等訪問支援は、児童発達支援や放課後等デイサービスと同じ、児童福祉法に基づいて行う障がい児通所支援事業です。

どんなお子様でも、みんなと共に暮らす社会（インクルーシブ社会）の実現を目標としています。当法人のスタッフが、お子様が普段過ごしている集団の場所に訪問して、お子様の困り感が軽減しみんなと一緒に楽しく過ごせるよう、担任の先生等と協働しその子に合った支援方法を考え、直接的・間接的にサポートしていきます。

対象は

- ★年齢3歳から18歳まで。
- ★保育所等(※)に通所して集団生活に専門的な支援が必要と思われるお子様。

(※) 保育所、幼稚園、認定こども園、乳児院、児童養護施設、小学校、中学校、特別支援学校、その他市町村が認める児童が集団生活を営む施設をいいます。

ご利用について

- ★ご利用には、市町村が発行する受給者証の取得が必要です。
- ★訪問は、2週間に1回程度を目安とし、支援計画により増減します。
- ★児童福祉法に基づき、所得に応じて国が定める利用者負担が生じる場合があります。
- ★年少～年長のお子様は、幼児教育・保育の無償化が適用となるため、利用者負担はありません。

ご興味のある方は下記までご連絡ください
一般社団法人 青葉の社 放課後等デイサービス

保育所等訪問支援事業所

Harmony天童

☎ 080-3595-7711

担当 今野

保育所等訪問支援の流れ

